

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について

令和 6 年 1 月
農林水産省

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容 (令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。 その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、 ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。	5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。 これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。 具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、 ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。 上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。

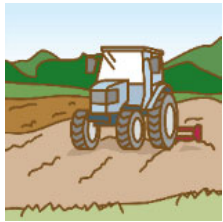
食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。 ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成	(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。 (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。 ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。 ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。 ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス①

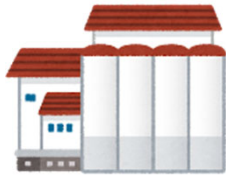
- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

1. クロスコンプライアンスの内容

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)

みどり法基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、基本的な7つの取組について、最低限取り組む内容を、各事業の内容に合わせてチェックシート等に整理。

✓ 適正な施肥

- ・肥料の使用状況の記録・保存
- ・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等

✓ 適正な防除

- ・農薬の使用状況の記録・保存
- ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等

✓ エネルギーの節減

- ・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等

✓ 悪臭・害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の適正な管理 等

✓ 廃棄物の発生抑制、循環利用・

適正処分

- ・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等

✓ 生物多様性への悪影響の防止

- ・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等

✓ 環境関係法令の遵守等

- ・営農時に必要な法令の遵守
- ・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等

2. 対象者、実施方法

（1）対象者

- ・ 農林水産省が実施する全ての補助事業、物品・役務（委託事業を含む）の調達の実施主体または受益者（農林漁業者・食品関連事業者、民間事業者・自治体）。

（2）実施方法

- ・ 補助事業においては、要綱・要領等にチェックシートの提出を要件化。物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業においては、仕様書にチェックシートと同等の取組を要件化。
- ・ 対象者は、①取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出するとともに、②実際に取り組んだ内容を事業実施後にチェックシート等で報告。また、事業実施後に国や自治体等が取組状況を確認することにより実効性を確保。

3. スケジュール

- ① 令和6年度：事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施。
- ② 令和7年度：事業実施後の取組状況の報告及び完了検査時等に実施する実施確認を順次導入。
- ③ 令和9年度：全ての事業において、事業申請時・報告時、事業完了時の実施確認の全てのプロセスを含めて、本格実施。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス②

- チェックシートについては、農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けに、みどり法基本方針に基づく7つの取組について、作成。
- 各取組項目について、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。

○ チェックシートの実施イメージ

- ・ チェックシートは、みどり法基本方針の7つの取組について、対象者を農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等に分類し、各事業に合わせてチェックシートに反映。

<例：農業経営体向けチェックシートの一部>

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
①	✓	肥料の適正な保管	✓	⑤	✓	農薬の適正な使用・保管	✓
②	✓	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	✓	⑥	✓	農薬の使用状況等の記録・保存	✓
③	✓	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	✓	⑦	✓	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	✓
④	✓	有機物の適正な施用による土づくりを検討	✓	⑧	✓	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	✓
				⑨	✓	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	✓



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)



報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。
(受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。)

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業関係（農業農村整備事業等）については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。